(趣旨)

- 第1条 この要綱は、高松市景観条例(平成24年高松市条例第43号。以下「条例」という。)第17条及び第18条の規定に基づき、景観まちづくり協議会(以下「協議会」という。)の認定に関し必要な事項を定めるものとする。 (団体規約の要件)
- 第2条 条例第17条第4号に規定する市長が定める事項は、次に掲げるものとする。
 - (1) 設立目的
 - (2) 名称
 - (3) 活動地域
 - (4) 活動の内容
 - (5) 事務所の所在地
 - (6) 構成員に関する事項
 - (7) 役員の定数、任期及び職務に関する事項
 - (8) 会議に関する事項
 - (9) 会費及び会計に関する事項

(認定の申請)

- 第3条 協議会の認定を受けようとする団体の代表者(次条において「申請者」という。) は高松市景観まちづくり協議会認定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。
 - (1) 団体規約
 - (2) 団体の活動地域を示す図面
 - (3) 団体の構成員、役員の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)を記載した書類
 - (4) その他市長が必要と認める書類

(認定の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査の上、 速やかに、認定の適否を決定しなければならない。 2 市長は、前項の規定により協議会の認定を決定したときは、高松市景観ま ちづくり協議会認定通知書(様式第2号)により、申請者に通知しなければ ならない。

(認定の取消し)

第5条 市長は、条例第18条の規定により協議会の認定を取り消したときは、 速やかに、高松市景観まちづくり協議会認定取消通知書(様式第3号)によ り当該協議会の代表者に通知しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附則

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

(宛先) 高松市長

 申請者
 住
 所

 団体名
 代表者
 氏

 代表者
 氏
 名

 電
 話(

高松市景観まちづくり協議会認定申請書

景観まちづくり協議会の認定を受けたいので、関係書類を添えて、次のとお り申請します。

| 協 | 議 | 会 | の | 2 | 名 | 称 | |
|----|-----|----|----|-----|-----|---|--|
| 協議 | 会の | 事系 | 务所 | の j | 所 在 | 地 | |
| 主た | こ る | 活 | 動 | Ø | 内 | 容 | |
| 協議 | 義 会 | の | 構 | 成 | 員 | 数 | |

 高
 第
 号

 年
 月
 日

様

高松市長

高松市景観まちづくり協議会認定通知書

年 月 日付けで申請のあった景観まちづくり協議会の認定については、次のとおり認定したので、高松市景観まちづくり協議会認定要綱第4条第2項の規定により通知します。

- 1 協議会の名称
- 2 認 定 番 号 第 号
- 3 認定年月日 年 月 日

 高
 第
 号

 年
 月
 日

様

高松市長

高松市景観まちづくり協議会認定取消通知書

景観まちづくり協議会の認定を、次の理由により取り消したので、高松市景観まちづくり協議会認定要綱第5条の規定により通知します。

協議会の名称
 及び所在地

- 2 認 定 番 号 第 号
- 3 認定年月日 年 月 日
- 4 取消年月日 年 月 日
- 5 取 消 理 由